

プロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく 検証結果(平成25年度)

平成26年2月
総務省

I 制度の概要

総務省は、電気通信市場における公正競争環境の確保等を通じてプロードバンドの普及促進を図る観点から、プロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するため、平成24年度より「プロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を運用しているところである。

同制度は、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)第Ⅱ.一.4.④「世界最高レベルの通信インフラの整備」において掲げられている「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」の検証プロセスの一環として位置付けているところである。この「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」では、検証プロセスとして実施する同制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ、今年度中に検討課題を洗い出し、その結果を踏まえ、「電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性」について、本年中に結論を得ることとしており、これを踏まえ、平成26年2月3日、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方—世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」について、情報通信審議会に諮問したところである。

同制度の運用に係る方針については、「プロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」(平成24年5月公表)に示しているとおりである。

II 今回の検証プロセス

本検証においては、上記ガイドラインに則し、「プロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」及び「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」を行った。

「プロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」では、①プロードバンド普及状況及び②関係主体の取組に関する検証を行った。

①については、基盤整備状況に関する電気通信事業者からの情報提供等に基づく集計、電気通信事業分野における競争状況の評価(以下「競争評価」という。)、電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ等に基づき、定点観測が可能となるようデータの整理を行った。

②については、プロードバンド普及促進のための「基本方針」及び「工程表」の公表(平成22年12月)以降の法令改正や法令に基づく認可、主要な政策決定・検討等の政府の取組や、これら政府の取組に関連する地方公共団体・電気通信事業者の取組等のうち、検証の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行った。

「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」では、平成25年7月、当該検証の対象と

なる事項について意見募集を行ったところ、計12者から意見が提出された。同年8月、当該意見募集の結果を公表するとともに意見の募集を行ったところ、計23者から意見が提出された(同年10月、再意見募集の結果を公表)。

当該意見募集及び再意見募集の結果を踏まえ、同年12月、寄せられた意見(64項目に整理)に対する総務省の考え方を参考資料1のとおり取りまとめ、これを基に今回の検証結果案を公表し、意見募集を行ったところ、計19者から意見が提出された。

これらを踏まえ、以下のとおりブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下「公正競争レビュー制度」という。)に基づく検証結果(平成25年度)を取りまとめた。なお、検証結果案に対して寄せられた意見(58項目に整理)に対する総務省の考え方は、参考資料2のとおりである。

＜検証結果の構成＞

1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

(1) ブロードバンド普及状況に関する検証

- ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証(基盤整備率、基盤利用率)
- イ ブロードバンド市場環境に関する検証(契約数、提供事業者数、市場シェア、市場集中度)
- ウ ブロードバンド利用環境に関する検証(利用者料金、接続料と利用者料金との関係等)

(2) 関係主体の取組に関する検証

- ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組
- イ 公正競争環境の整備に関する取組
- ウ ICT利活用の促進に関する取組

2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証
- ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証

(3) 禁止行為に関する検証

- ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証
- イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証
- ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

(5) 機能分離の運用状況に関する検証

(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

III 検証結果

1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

(1) ブロードバンド普及状況に関する検証

ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証

(ア) 基盤整備率¹

平成25年3月末時点におけるブロードバンドサービス²の基盤整備率(サービスを利用可能な世帯数が全世帯数に占める割合³をいう。以下同じ。)は、次のとおりである(かつこ内は固定系ブロードバンド⁴のみの数値)。

	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考)平成22年3月末
全 国	100.0% (99.8%)	100.0% (99.7%)	99.9% (99.1%)

平成25年3月末時点における超高速ブロードバンドサービス⁵の基盤整備率は、都道府県別に次のとおりである(かつこ内は固定系超高速ブロードバンド⁶のみの数値)。

	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考)平成22年3月末
北 海 道	98.6% (92.7%)	94.9% (92.2%)	84.8% (84.8%)
青 森 県	98.6% (90.2%)	90.0% (88.9%)	77.0% (77.0%)
岩 手 県	95.5% (89.5%)	89.4% (88.8%)	76.4% (76.4%)
宮 城 県	99.9% (98.8%)	98.5% (96.4%)	90.4% (90.4%)
秋 田 県	97.5% (93.9%)	92.5% (92.5%)	76.6% (76.6%)
山 形 県	99.6% (97.6%)	95.8% (95.6%)	80.2% (80.2%)
福 島 県	99.2% (97.8%)	97.7% (97.5%)	85.8% (85.8%)

¹ 本検証に記載の基盤整備率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入)である。

² 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、DSL、CATV インターネット、FWA、衛星、BWA、3.9 世代携帯電話、3.5 世代携帯電話の合計を指す。なお、3.9 世代携帯電話は平成 24 年度末より集計。おって、本検証における「ブロードバンド」、「超高速ブロードバンド」等の定義は、データの入手状況等を踏まえ、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」脚注に示す定義とは一部異なっている。

³ 住民基本台帳に基づく世帯数から算出。

⁴ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、DSL、CATV インターネット、FWA、衛星、BWA(地域 WiMAX に限る。)の合計を指す。なお、衛星は平成 23 年度末より集計。

⁵ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、CATV インターネット、FWA、BWA、3.9 世代携帯電話(FTTH 及び 3.9 世代携帯電話以外は下り 30Mbps 以上のものに限る。)の合計を指す。なお、FWA、BWA は平成 23 年度末より、3.9 世代携帯電話は平成 24 年度末より集計。

⁶ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、CATV インターネット、FWA(FTTH 以外は下り 30Mbps 以上のものに限る。)の合計を指す。

茨城県	99.8% (98.9%)	96.5% (94.5%)	84.1% (84.1%)
栃木県	100.0% (99.8%)	99.7% (99.5%)	96.6% (96.6%)
群馬県	99.9% (99.9%)	99.9% (99.9%)	93.1% (93.1%)
埼玉県	99.9% (99.9%)	99.9% (99.9%)	98.4% (98.4%)
千葉県	100.0% (100.0%)	99.1% (98.8%)	94.0% (94.0%)
東京都	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	99.9% (99.9%)
神奈川県	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
新潟県	99.1% (98.6%)	97.0% (97.0%)	86.0% (86.0%)
富山県	100.0% (96.1%)	96.1% (96.1%)	87.6% (87.6%)
石川県	100.0% (100.0%)	99.2% (99.2%)	97.3% (97.3%)
福井県	98.6% (95.7%)	95.5% (95.1%)	91.0% (91.0%)
山梨県	99.5% (99.3%)	97.0% (96.9%)	87.0% (87.0%)
長野県	99.1% (98.4%)	97.4% (96.4%)	93.9% (93.9%)
岐阜県	99.2% (98.6%)	97.4% (96.9%)	89.7% (89.7%)
静岡県	98.8% (94.9%)	94.6% (92.9%)	85.5% (85.5%)
愛知県	100.0% (99.9%)	100.0% (99.9%)	99.3% (99.3%)
三重県	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
滋賀県	99.9% (99.9%)	99.9% (99.9%)	99.6% (99.6%)
京都府	99.8% (99.7%)	99.7% (99.6%)	94.7% (94.7%)
大阪府	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
兵庫県	99.6% (99.0%)	98.6% (98.6%)	95.8% (95.8%)
奈良県	99.9% (99.6%)	99.7% (99.6%)	98.8% (98.8%)
和歌山县	99.1% (98.9%)	98.8% (98.8%)	94.9% (94.9%)
鳥取県	99.0% (93.4%)	93.4% (92.6%)	85.0% (85.0%)
島根県	97.2% (92.9%)	93.3% (92.6%)	76.0% (76.0%)
岡山県	98.8% (91.7%)	91.9% (89.8%)	79.8% (79.8%)
広島県	98.9% (93.6%)	93.6% (91.8%)	86.9% (86.9%)
山口県	97.8% (94.8%)	94.4% (93.2%)	87.8% (87.8%)
徳島県	98.7% (98.7%)	98.7% (98.7%)	90.0% (90.0%)
香川県	98.6% (92.5%)	92.8% (87.9%)	74.7% (74.7%)
愛媛県	98.3% (94.4%)	94.9% (93.1%)	77.2% (77.2%)
高知県	94.5% (90.4%)	84.5% (84.5%)	59.4% (59.4%)
福岡県	99.9% (95.3%)	98.1% (94.4%)	89.9% (89.9%)
佐賀県	99.9% (98.4%)	99.5% (96.6%)	70.1% (70.1%)
長崎県	95.7% (86.7%)	84.8% (81.5%)	73.7% (73.7%)
熊本県	97.2% (89.2%)	87.7% (85.1%)	72.8% (72.8%)
大分県	99.4% (97.4%)	97.4% (97.1%)	82.1% (82.1%)
宮崎県	99.2% (95.8%)	89.8% (88.6%)	78.4% (78.4%)
鹿児島県	95.6% (82.2%)	83.1% (80.0%)	67.5% (67.5%)

沖 縄 県	97.5% (90.9%)	92.6% (89.8%)	76.0% (76.0%)
全 国	99.4% (97.5%)	97.3% (96.5%)	91.6% (91.6%)

このように、ブロードバンドサービスの基盤整備率は100.0%(小数点以下第二位を四捨五入した値)となった。また、超高速ブロードバンドサービスの基盤整備率も、平成21年度末から毎年向上し、特に平成24年度末から3.9世代携帯電話の集計を開始したこともあり、各都道府県で基盤整備率が向上しており、全国平均で99.4%となるなど、ブロードバンド基盤の整備が進んでいる。

(イ) 基盤利用率

平成25年9月末時点における固定系ブロードバンドサービス⁷の基盤利用率(サービスの契約数が全世帯数に占める割合をいう。以下固定系ブロードバンドサービス及び固定系超高速ブロードバンドサービス⁸について同じ。)は、都道府県別に次のとおりである。

	平成25年9月末	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考) 平成22年3月末
北 海 道	50.3%	49.6%	49.3%	46.3%
青 森 県	44.4%	43.5%	42.5%	38.9%
岩 手 県	50.6%	49.5%	48.0%	44.1%
宮 城 県	63.2%	61.9%	60.6%	56.4%
秋 田 県	51.8%	51.0%	49.6%	45.4%
山 形 県	60.3%	59.4%	57.8%	53.6%
福 島 県	54.2%	53.0%	50.6%	46.4%
茨 城 県	60.9%	59.9%	59.3%	56.5%
栃 木 県	62.7%	61.6%	60.4%	56.9%
群 馬 県	62.3%	61.5%	60.6%	57.0%
埼 玉 県	69.5%	69.1%	69.3%	67.1%
千 葉 県	69.7%	69.1%	68.9%	68.1%
東 京 都	79.2%	78.7%	79.9%	78.2%
神 奈 川 県	77.5%	76.9%	76.9%	73.7%
新 潟 県	62.6%	61.6%	60.1%	55.3%
富 山 県	67.5%	66.8%	65.6%	62.1%
石 川 県	62.5%	62.0%	61.6%	58.0%
福 井 県	71.1%	70.5%	69.3%	64.5%
山 梨 県	61.6%	60.7%	60.0%	56.3%

⁷ 基盤利用率の算定に当たっては、FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、BWA(地域WiMAXに限る。)を指す。

⁸ 基盤利用率の算定に当たっては、FTTH、CATVインターネット(下り30Mbps以上のものに限る。)を指す。

長野県	65.1%	64.2%	63.1%	58.9%
岐阜県	64.5%	63.9%	63.5%	59.8%
静岡県	66.9%	66.6%	66.3%	65.0%
愛知県	69.5%	69.0%	69.1%	66.6%
三重県	63.2%	62.8%	62.8%	59.6%
滋賀県	72.1%	71.4%	70.1%	66.9%
京都府	69.1%	68.6%	68.3%	65.1%
大阪府	76.5%	76.2%	76.5%	72.9%
兵庫県	66.4%	65.9%	65.7%	62.6%
奈良県	66.9%	66.3%	65.5%	62.2%
和歌山県	59.2%	58.6%	57.1%	53.3%
鳥取県	56.2%	55.5%	54.8%	50.8%
島根県	54.7%	54.0%	52.4%	47.8%
岡山県	57.8%	57.5%	57.0%	54.2%
広島県	57.1%	56.9%	56.8%	53.8%
山口県	55.3%	54.7%	53.8%	50.2%
徳島県	56.4%	55.8%	54.6%	50.6%
香川県	57.2%	56.7%	55.8%	52.2%
愛媛県	49.8%	49.2%	48.7%	45.2%
高知県	42.6%	42.2%	41.8%	37.3%
福岡県	60.7%	60.3%	61.1%	59.3%
佐賀県	46.9%	47.3%	46.3%	43.0%
長崎県	46.3%	45.6%	45.0%	41.7%
熊本県	47.8%	47.6%	47.3%	43.8%
大分県	52.4%	51.9%	51.4%	46.7%
宮崎県	44.3%	43.9%	43.2%	40.1%
鹿児島県	39.3%	38.9%	38.1%	35.0%
沖縄県	46.1%	45.2%	45.1%	42.7%
全国	65.3%	64.7%	64.5%	61.6%

平成25年9月末時点における固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、都道府県別に次のとおりである。

	平成25年9月末	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考) 平成22年3月末
				平成22年3月末
北海道	38.7%	37.0%	34.2%	26.8%
青森県	31.5%	29.0%	24.8%	16.8%
岩手県	37.9%	35.4%	30.6%	22.6%
宮城県	50.6%	48.1%	42.9%	32.0%

秋田県	36.9%	34.8%	29.6%	20.3%
山形県	46.6%	44.2%	39.0%	27.6%
福島県	44.8%	42.4%	36.2%	27.1%
茨城県	47.3%	44.5%	39.7%	30.1%
栃木県	51.6%	49.3%	43.7%	32.6%
群馬県	51.5%	49.5%	45.0%	33.4%
埼玉県	51.4%	49.5%	46.5%	38.7%
千葉県	53.1%	51.3%	48.1%	40.0%
東京都	61.3%	59.7%	58.0%	51.1%
神奈川県	57.7%	55.8%	52.6%	43.5%
新潟県	49.0%	46.6%	41.1%	29.2%
富山县	38.1%	35.3%	30.6%	22.3%
石川県	45.1%	43.6%	40.7%	31.4%
福井県	46.2%	44.1%	36.1%	26.5%
山梨県	47.2%	45.0%	40.7%	30.6%
長野県	48.9%	46.5%	42.2%	33.3%
岐阜県	48.3%	46.4%	40.1%	30.5%
静岡県	51.6%	49.6%	45.3%	35.6%
愛知県	56.4%	54.6%	49.8%	39.2%
三重県	45.3%	43.8%	35.4%	28.4%
滋賀県	63.5%	61.9%	57.3%	48.9%
京都府	58.2%	56.7%	53.7%	43.4%
大阪府	60.6%	59.1%	56.0%	46.1%
兵庫県	52.9%	51.4%	48.7%	38.6%
奈良県	53.5%	52.2%	49.2%	39.6%
和歌山県	49.0%	47.5%	44.3%	36.0%
鳥取県	36.2%	34.2%	31.5%	23.6%
島根県	37.6%	35.8%	31.4%	20.7%
岡山県	40.8%	39.2%	35.9%	27.9%
広島県	44.9%	43.8%	41.4%	33.3%
山口県	33.4%	31.9%	28.6%	21.0%
徳島県	45.8%	44.2%	40.5%	30.1%
香川県	42.8%	40.8%	36.0%	24.5%
愛媛県	34.0%	32.8%	28.8%	21.0%
高知県	32.2%	31.0%	28.7%	19.0%
福岡県	45.5%	44.2%	42.4%	35.4%
佐賀県	28.0%	25.3%	22.1%	16.3%
長崎県	26.9%	25.4%	23.1%	16.9%
熊本県	34.7%	33.1%	30.9%	24.2%

大分県	35.0%	33.0%	30.2%	23.1%
宮崎県	28.3%	26.9%	24.3%	18.3%
鹿児島県	29.1%	27.9%	25.3%	19.4%
沖縄県	35.9%	34.3%	31.8%	24.3%
全国	49.9%	48.1%	44.7%	36.0%

平成25年9月末時点における移動系超高速ブロードバンドサービス⁹の基盤利用率(契約数が全人口に占める割合をいう。以下移動系超高速ブロードバンドサービスについて同じ。)は、次のとおりである。

	平成25年9月末	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考) 平成22年3月末
全国	30.2%	20.3%	3.6%	0.1%

このように、全都道府県における固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率及び固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、平成21年度末から平成25年9月末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいる。

基盤利用率については、東名阪を中心とする三大都市圏において比較的高い数値となっている等、地域によって差が見られる。

移動系超高速ブロードバンドサービスについては、平成22年12月より3.9世代携帯電話サービスの提供が開始されたこと等を受けて、基盤利用率が向上している。

固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については世帯数、移動系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については人口数をベースにしているため、単純な合算は困難であるが、超高速ブロードバンドサービス全体として、その利用が進展しているといえる。

イ ブロードバンド市場環境に関する検証

(ア) 契約数

平成25年9月末時点におけるブロードバンドサービス等の契約数は、次のとおりである(かっこ内は対前年12月末比の増減率)。

	平成25年9月末	平成24年12月末	(参考) 平成22年12月末
FTTHサービス	2,463.4万 (+4.6%)	2,354.9万 (+7.5%)	1,975.7万
ADSLサービス	492.4万 (▲14.2%)	574.0万 (▲18.7%)	859.3万

⁹ 3.9世代携帯電話、BWA(地域WiMAXを除く。)の合計を指す。

サービス			
CATVインターネットサービス	604.7万 (+0.7%)	600.6万 (+1.7%)	566.6万
移動体データ通信サービス ¹⁰	1億4,705万	N/D	N/D

このように、FTTHサービス及びCATVインターネットサービスの契約数については、増加数がADSLサービスの契約数の減少を上回っており、超高速ブロードバンドへの移行を伴う普及が一定程度進んでいるものの、増加率については鈍化傾向にある。

また、移動体データ通信サービスの契約数は、1億4千万を超えており、広く普及が進んでいる。

(イ) 提供事業者数

平成25年9月末時点におけるブロードバンドサービス等の提供事業者数は、次のとおりである(かっこ内は対前年12月末比の増減数)。

	平成25年9月末	平成24年12月末	(参考) 平成22年12月末
FTTHサービス	241 (+7)	234 (+6)	207
ADSLサービス	33 (▲1)	34 (▲2)	40
CATVインターネットサービス	353 (▲7)	360 (▲2)	378
移動体データ通信サービス ¹¹	30 (-)	N/D (-)	N/D

このように、ADSLサービス及びCATVインターネットサービスの提供事業者数は減少

¹⁰ 携帯電話・PHS アクセスサービス及び BWA アクセスサービスの合計。電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。)の改正に伴い、平成 25 年度の検証よりデータを記載。

¹¹ 携帯電話・PHS アクセスサービス及び BWA アクセスサービスの合計。報告規則の改正に伴い、平成 25 年度の検証よりデータを記載。なお、移動体データ通信サービスの提供事業者については、無線局を自ら開設等して移動通信サービスを提供する MNO (Mobile Network Operator) と、無線局を自ら開設等せずに MNO の提供する移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する MVNO (Mobile Virtual Network Operator) が存在するが、ここでは MNO の数を記載している((ウ)及び(エ)の表において同じ。)。

している¹²ものの、FTTHサービスの提供事業者数は増加している。

また、移動体データ通信サービスの提供事業者数は30者、地域 WiMAX 事業者を除くと8者となっており、これら8者は3グループに集約されている。

なお、近年、MVNOによる移動体データ通信サービスの提供も広がりをみせており、MVNOの事業者数は、平成25年9月末時点で157者となっている¹³。

(ウ) 市場シェア

平成25年9月末時点におけるブロードバンドサービス等の主な電気通信事業者の契約数に基づく市場シェア¹⁴は、次のとおりである。

なお、以下のシェアの計算に当たっては、「電気通信事業分野における競争状況の評価」及び「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」における記述を踏まえ、企業グループを考慮した計算を行っている。

	平成25年9月末	平成24年12月末	(参考)	
			平成22年12月末	
FTTHサービス	NTT 東日本 ¹⁵	40.5%	NTT 東日本	41.0%
	NTT 西日本 ¹⁶	31.2%	NTT 西日本	31.9%
	KDDI ¹⁷	12.0%	KDDI	11.1%
	ケイ・オプティコム	5.8%	ケイ・オプティコム	5.8%
	九州通信ネットワーク	1.3%	九州通信ネットワーク	1.3%
	その他電力系	1.8%	その他電力系	1.9%
	UCOM	2.2%	UCOM	2.2%
	その他	5.2%	その他	4.8%
ADSLサービス	ソフトバンク ¹⁸	63.4%	ソフトバンク BB	39.6%
	NTT 東日本	15.4%	NTT 東日本	16.2%
	NTT 西日本	18.4%	NTT 西日本	18.1%

¹² CATV インターネットサービスについては、(ア)のとおり契約数は増加しているが、事業者の合併等により提供事業者数は減少している。

¹³ MVNO の事業者数は、これまで「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012」等において、MNO から報告のあった数値の単純合算値(延べ数)を記載していたが、報告規則の改正に伴い、平成 25 年度の検証より MVNO の事業者数の把握が可能となった。なお、157 者の中には「MNO である MVNO」7 者が含まれる。おって、音声通信サービスのみを提供する MVNO が含まれている可能性があるため、本検証においては参考として記載している。

¹⁴ 全国を一の市場として算出している。

¹⁵ 東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。

¹⁶ 西日本電信電話株式会社をいう。また、NTT 東日本及び NTT 西日本を「NTT 東西」という。以下同じ。

¹⁷ 上記表中の固定系サービスにおける KDDI のシェアは、KDDI、中部テレコミュニケーション、沖縄通信ネットワーク、沖縄セルラー電話、JCN グループ、ジェイコムグループ(平成 25 年 9 月末以降)の合計。

¹⁸ 上記表中の固定系サービスにおけるソフトバンクのシェアは、ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、イー・アクセス(平成 25 年 9 月末以降)の合計。ADSL サービスにおける平成 25 年 9 月末のソフトバンク BB のシェアは 40.6%、イー・アクセスのシェアは 22.8%。

	その他	2.8%	イー・アクセス その他	23.2% 2.9%	イー・アクセス その他	23.7% 3.0%
CATVインターネットサービス	KDDI ¹⁹	60.9%	ジェイコムグループ KDDI	50.2% 9.6%	ジェイコムグループ KDDI	49.4% 8.8%
	イツ・コミュニケーションズ	3.3%	イツ・コミュニケーションズ	3.1%	イツ・コミュニケ	2.4%
	その他	35.8%	その他	37.1%	その他	39.4%
固定系ブロードバンドサービス全体 ²⁰	NTT 東日本	30.2%	NTT 東日本	30.0%	NTT 東日本	28.9%
	NTT 西日本	24.1%	NTT 西日本	24.2%	NTT 西日本	23.2%
	KDDI ²¹	18.6%	ジェイコムグループ KDDI	8.6% 7.4%	ソフトバンク ジェイコムグループ	9.7% 8.3%
	ソフトバンク ²²	8.8%	ソフトバンク	6.5%	イー・アクセス	6.0%
	ケイ・オプティコム	4.0%	イー・アクセス	3.8%	KDDI	5.0%
	九州通信ネットワーク	0.9%	九州通信ネットワーク	0.9%	九州通信ネットワーク	0.9%
	その他電力系	1.3%	その他電力系	1.3%	その他電力系	1.2%
	UCOM	1.5%	UCOM	1.5%	UCOM	1.5%
	その他	10.6%	その他	11.9%	その他	12.0%
移動体データ通信サービス ²³	NTT ドコモ	42.0%		N/D		N/D
	ソフトバンク	30.5%				

¹⁹ CATVインターネットサービスにおける平成 25 年 9 月末のジェイコムグループのシェアは 50.3%、JCN グループのシェアは 10.5%。

²⁰ FTTH、ADSL、CATV インターネットのサービスの合計。

²¹ 固定系ブロードバンドサービスにおける平成 25 年 9 月末の KDDI(中部テレコミュニケーション、沖縄通信ネットワーク、沖縄セルラー電話、JCN グループを含む)のシェアは 10.0%、ジェイコムグループのシェアは 8.6%。

²² 固定系ブロードバンドサービスにおける平成 25 年 9 月末のソフトバンク BB 及びソフトバンクテレコムのシェアは 5.7%、イー・アクセスのシェアは 3.2%。

²³ 移動体データ通信サービスのシェアの計算では、グループ内企業同士における卸電気通信役務の提供等によって、一の契約で複数の回線を利用している場合には、当該複数の回線に基づくシェアとなっている。

²⁴ 沖縄セルラー電話を含む。

平成25年3月末時点における加入者回線数のシェアは、次のとおりである。

	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考) 平成22年3月末
光ファイバ回線	NTT 東西 78.4% NTT東西以外 21.6%	NTT 東西 77.3% NTT東西以外 22.7%	NTT 東西 77.3% NTT東西以外 22.7%
全回線 ²⁵	NTT 東西 84.5% NTT東西以外 15.5%	NTT 東西 85.3% NTT東西以外 14.7%	NTT 東西 87.9% NTT東西以外 12.1%

このように、現在の固定系ブロードバンドサービスの主流となっているFTTHサービスについて、NTT東西のシェアが高い水準で推移している。

他方、移動体データ通信サービスのシェアについては、上位3グループでほぼ100%となっている。

なお、近年、MVNOによる移動体データ通信サービスの提供も広がりをみせているところであり、MVNOは、平成25年9月末時点で1,257万契約と、MVNOも一定の契約数を有している。ただし、このうち、MNOでもあるMVNOの契約数が646万と、約半数を占めているところである²⁶。

回線数シェアについては、NTT東西のシェアが高い水準で推移している。

なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」(平成25年9月公表)においては、FTTH市場における都道府県別の競争状況について分析を行っている。このうち、NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数(都道府県別)及び都道府県別の主要事業者のFTTHサービスシェアの変遷は、別添1のとおりである。

(工) 市場集中度

平成25年9月末時点におけるブロードバンドサービス等の市場集中度(HHI²⁷)は、次のとおりである²⁸。

	平成25年9月末	平成24年12月末	(参考) 平成22年12月末
FTTHサービス	5,328	5,481	5,669

²⁵ 具体的には、報告規則様式第21に掲げるとおりであり、メタル回線、光ファイバ回線、同軸回線等を指す。

²⁶ 報告規則の改正に伴い、平成25年度の検証よりMVNOの契約数の把握が可能となった。ただし、音声通信サービスのみを提供するMVNOが含まれている可能性があるため、本検証においては参考として記載している。

²⁷ HHI(Herfindahl-Hirschman Index:ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標である。例えは、それぞれ40%、20%、15%、15%、10%の市場シェアを有する5事業者によって構成される市場のHHIは、 $2,550 (=40^2+20^2+15^2+15^2+10^2)$ と計算される。HHIは、完全競争的な市場における0に近い値から完全な独占市場における10,000までの範囲の値をとる。

²⁸ サービスごと及びサービス全体でそれぞれ市場シェアに記載の企業グループを1社(NTT東西については、NTT東日本及びNTT西日本で1社)として算出を行っている。

ADSLサービス	5,162	3,283	3,254
CATVインターネットサービス	3,720	2,622	2,524
FTTH、ADSL、CATVインターネットのサービス全体	3,393	3,143	2,954
移動体データ通信サービス	3,451	N/D	N/D

このように、FTTHサービスの市場集中度は若干減少しているものの、各ブロードバンドサービス等の市場集中度²⁹は、寡占的な市場で見られるような高い水準で推移している。

ウ ブロードバンド利用環境に関する検証

(ア)利用者料金

主なブロードバンドサービス等の利用者料金の推移は、別添2のとおりである。

FTTHについては、近年は、新規加入者を対象とした割引キャンペーンや、利用年数に応じて料金を割り引くサービスを各社が提供しており、新規加入者、長期契約者双方が割引を受けることが可能となっているものの、各種割引サービス適用前の料金では、おおむね同水準で推移している。また、固定系通信事業者の一部は、戸建て向けと集合住宅向けの双方について、料金の二段階定額制により、利用量の少ない利用者が比較的低廉な料金でサービスを利用可能な料金プランを提供している。さらに、伝送速度についても、平成25年4月に新規に参入した事業者がダウンロード時の最大通信速度2Gbpsのプランを開始するなど、その進展が見られるところである。

ADSLについては、近年、伝送速度の高速化は見られず、料金水準にも大きな変化は見られない。CATVインターネットについては、最近では料金水準に大きな変化は見られない。

移動体データ通信サービスについては、MNO各社の提供するサービスに関し、基本使用料は長期的に低廉化が見られるものの、この数年は同水準で推移している。他方、データ定額通信料については、近年、新規加入者を対象とした割引キャンペーンや端末を購入し

²⁹ 公正取引委員会「企業結合審査における独占禁止法の運用指針」(平成23年6月改定)においては、市場集中度について、次の考え方が示されている。

- ・ 垂直型企業結合の場合

企業結合後：シェア10%以下、又はHHI2,500以下（かつシェア25%以下）→「競争を実質的に制限することとなるとは考えられない」

企業結合後：HHI2,500以下（かつシェア35%以下）→「競争を実質的に制限することとなるおそれは小さい」

- ・ 水平的企業結合の場合

企業結合後：HHI1,500以下、又はHHI1,500超2,500以下（かつHHI増分250以下）、又はHHI2,500超（かつHHI増分150以下）→「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」

た場合に通信料を割り引くサービス等を各社が提供している³⁰ものの、その対象範囲は特定の者・期間に限られ、一般の契約者に適用される通信料金そのものにはほぼ変化がなく、むしろスマートフォンの利用を前提としたフルブラウザ用料金がフィーチャーフォン向けブラウザ用料金³¹よりも高く設定されている。また、ユーザー1人当たりの平均トラヒックが約2.0GB／月³²と推計される中で、MNO各社が提供するスマートフォン用の主要な定額制プランは、通信速度が制限されない通信量の上限³³は一部の料金プランを除き一律7GB／月³⁴となっており、平均トラヒックとの間に乖離が見られるところである。他方、MVNOの中には、通信速度が制限されない通信量の上限を1GB／月や2GB／月とした低中利用者向けのより低料金の定額プランを提供している者も存在しており、特に、近年、MVNOは多様なプランを次々と開始している(別添3)。

なお、MNO2者が、3.9世代携帯電話サービスにおいて二段階定額制の料金プランを提供していたものの、いずれも新規募集を停止している³⁵。

また、移動系通信事業者の一部は、自社グループ内事業者又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービスと組み合わせ、スマートフォンの料金の割引を行う固定系と移動系の連携サービスを開拓している。これらサービス等がブロードバンド利用環境等に与える影響について、今後注視していくことが必要である。

なお、「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成24年度調査結果－」(平成25年6月公表)においては、ブロードバンドサービス等に係る東京と海外6都市の料金を比較している。同調査結果においては、例えばFTTHについては、1Mbps当たりに換算して比較すると、調査対象事業者の戸建て向けと集合住宅向けサービスに関し、東京は共に最も低廉な水準にあると評価している。他方、携帯電話の音声・メール・データ利用については、調査対象事業者のスマートフォンユーザについて、一般ユーザでは東京は3番目に高い水準にあり、ライトユーザでは東京は最も高い水準にあると評価している。

(イ)接続料と利用者料金との関係等

FTTHサービス及びADSLサービスに関するNTT東西の接続料の推移は、別添4のとおりである。

固定通信サービスにおいては、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の

³⁰ 割引キャンペーン等は、その割引分の料金が基本使用料から引かれるものもあるが、データ定額契約を前提とするものが多いため、データ定額通信料に関する部分に記載している。

³¹ 例えば、NTTドコモの場合、スマートフォン向けフルブラウザ用料金(Xi パケ・ホーダイフラット)は5,985円／月、iモードブラウザ向け料金(パケ・ホーダイ シンプル)は上限額4,410円／月である。なお、フィーチャーフォンでフルブラウザを利用した場合の料金は、スマートフォンでフルブラウザを利用する場合の料金とほぼ同水準となっている(iモードフルブラウザ利用料金の二段階定額上限:5,985円／月)。

³² 総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012」(平成25年9月公表)より。

³³ 各社とも、通信速度制限が課された場合でも、追加料金を支払うことにより通信速度制限が解除できるように設定している。

³⁴ 一部のMNOが提供する低廉なプランとしては、NTTドコモが提供するXi パケ・ホーダイライト(4,935円・3GB／月)や、イー・アクセスが提供するLTE電話プラン(にねん)＋データ定額5(3,880円・5GB／月)がある。このほか、特定の端末等に限定し通信速度が制限されない通信量の上限を抑えた料金プランを提供するMNOも存在する。そのようなデータ通信プランの例は別添3のとおり。

³⁵ なお、BWAサービスの一部では、現在でも二段階定額制の料金プランが提供されている。

運用に関するガイドライン」(平成24年7月改定)に従い、実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時及び対象となるサービスに係る接続料の認可時に、スタッフテストを実施している。平成25年に認可を行った接続料については、同ガイドラインに基づく検証の結果、いずれも利用者料金が接続料等を上回っており、かつ営業費相当分は基準値を上回っているため、妥当なものとなっている。

移動通信サービスに関する接続料については、第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)制度に基づき、二種指定設備を設置する電気通信事業者は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない接続料等を定めた接続約款を総務省に届け出こととなっており、当該電気通信事業者のデータ接続料の推移は別添5のとおりである。

近年、二種指定設備を設置する電気通信事業者によりアンバンドルされている機能については接続料の大幅な低廉化が進んでいるが、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成22年3月策定・平成25年8月最終改定)において定める「アンバンドルすることが望ましい機能」に該当する機能について、全て設定しているのは、当該電気通信事業者のうち1者である。

(2) 関係主体の取組に関する検証

ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組

総務省は、情報通信利用環境整備推進交付金(平成23年度予算額:24.0億円、平成24年度予算額:19.0億円、平成25年度予算額:8.0億円)により、医療・健康福祉・教育分野等での利活用に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助している。同交付金を活用した地方公共団体による超高速ブロードバンド基盤の整備世帯数は、32,000世帯程度を見込んでいる。

イ 公正競争環境の整備に関する取組

(ア) 業務委託先子会社等に対するNTT東西の監督、NTT東西の機能分離

総務省は、業務委託先子会社等に対するNTT東西の監督義務の導入、NTT東西の機能分離等を内容とする電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)を改正する法案を国会に提出し、当該法案の成立を受け、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。)の改正を行った(いずれも平成23年11月30日施行)。

本制度整備を受けて、NTT東西は、機能分離等を実施するための体制整備を行っており、平成24年に引き続き、NTT東西より、平成25年6月、上記改正後の事業法第31条第7項に基づく、業務委託先子会社等に対する監督の状況や、機能分離等の実施状況についての総務大臣への報告が行われた。また、報告時点における監督対象子会社等の数は、NTT東日本28社、NTT西日本16社となっている。

(イ) NTTの業務規制手続の緩和

総務省は、NTT東西等が営むことのできる業務に関する規制手続を従来の認可制から届出制に緩和すること等を内容とする日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)を改正する法案を国会に提出し、当該法案の成立を受け、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号)の改正を行った(いずれも平成23年11月30日施行)。

本制度整備を受けて、平成26年2月までの間に、NTT東日本は、サーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供を含む9件の活用業務の届出を行い、NTT西日本は、サーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供を含む2件の活用業務の届出を行っている。

(ウ) 加入光ファイバ接続料の見直し

平成23年1月、NTT東西より、平成23年度以降の加入光ファイバ接続料に関し、一芯接続料の段階的引下げ³⁶等を内容とする接続約款変更に係る認可申請が行われ、総務省は、平成23年3月に認可を行った。また、FTTH市場における競争を一層促進し、ブロードバンドサービスの普及促進を図るために、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、総務省は、同日の平成24年度一芯単位接続料に係る乖離額補正の認可の際にこれらを条件として付した。

これを踏まえ、NTT東西が実施する接続事業者向けの光配線区画の導入に向けたトライアルについて、NTT東日本に対して3者、NTT西日本に対して2者から参加意向があつたが、平成26年1月時点で当該トライアルに参加しているのはNTT東日本エリアにおける1者のみである。

また、平成24年6月にNTT東西より加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューについて、接続約款変更の認可申請が行われ、総務省は、平成24年9月に認可を行った。これを受け、NTT東西は、平成25年3月から、エントリーメニューの提供を開始しているが、平成26年1月時点においては、エントリーメニューの利用事業者は無い状況である。

なお、加入光ファイバ接続料については、平成26年1月、NTT東西より、平成26年度以降の一芯接続料を毎年度同額程度引下げること³⁷等を内容とする接続約款変更に係る認可申請が行われ、総務省は、同月に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、現在、同審議会において審議が行われているところである。

(エ) ユニバーサルサービス制度の見直し

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービ

³⁶ 例えば、平成25年度における戸建て向け一芯接続料は、対平成22年度比でNTT東日本は32%、NTT西日本は34%の引下げを行うものとなっている。

³⁷ 例えば、平成26年度から28年度までの戸建て向け一芯接続料は、対前年度比でNTT東日本は0.9%程度、NTT西日本は1.2%の引下げを行うものとなっている。

ス制度の在り方に関する情報通信審議会答申(平成22年12月)を受けて、平成23年4月、総務省は、適格電気通信事業者(NTT東西)が提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額(1,700円)を超えないこと等を条件として、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象として追加することを内容とする事業法施行規則等の一部改正を行った。

また、上記省令改正の附則においては、加入電話に相当する光IP電話について「その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを行う」ことが規定されており、当該省令改正以降に生じた東日本大震災の復興エリアにおける通信インフラ整備の必要性等の光IP電話を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成25年7月、総務省は、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当するOAB～J番号の光IP電話の類型について、「その基本料金の額が、適格電気通信事業者(NTT東・西)が提供する加入電話の当該区域の局級区分に応じた事務用・住宅用区分の基本料金の額(プッシュ回線用のもの)を超えないもの」を追加する内容とする事業法施行規則の一部改正を行った。

(オ) ワイヤレスブロードバンドに関する取組

総務省は、ワイヤレスブロードバンドの実現に向けた周波数再編の迅速化を図るため、既存無線局の周波数変更等に要する費用について、携帯電話基地局等を新規に開設しようとする者が負担する制度の導入等を内容とする電波法(昭和25年法律第131号)を改正する法案を国会に提出し、当該法案は成立した(当該制度の導入関係規定については、平成23年8月31日施行)。これを受け、当該制度を適用し、平成24年3月、900MHz帯周波数についてソフトバンクモバイルの特定基地局の開設計画を認定とともに、平成24年6月、700MHz帯周波数について、NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、イー・アクセスの特定基地局の開設計画を認定した。

また、周波数再編アクションプラン(平成24年10月改定版)において、広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の利用に関し、2.5GHz帯での周波数帯の拡大を図ることとしており、平成25年5月、「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設に関する指針」を制定し、同年7月、2.5GHz帯周波数について、UQコミュニケーションズの特定基地局の開設計画を認定した。

さらに、「日本再興戦略」において、世界最先端の第4世代移動通信システム(4G)を早期に実用化するため、技術導入に必要な制度を平成25年内に整備し、平成26年までに新たな周波数帯の割当てを行うとともに、4Gの更なる高度化と我が国技術の国際展開支援のため、2015年度までに、国際的に調和のとれた形で、更なる追加割当候補周波数を確保するとしており、技術導入に必要な制度を平成25年12月に整備したところである。

(カ) 情報通信審議会答申(ブロードバンド答申)を踏まえた取組

平成23年3月、総務省は、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について情報通信審議会に諮問を行った。同審議会において、NGNのオープン化によるサービ

ス競争の促進、モバイル市場の競争促進、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進に関する方策等について検討が行われ、同年12月に答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下「ブロードバンド答申」という。)が取りまとめられた。同答申を受けて、総務省は、NTT東西に対して答申に掲げられた事項に関する検討状況等の報告等を求める指導を行った。

平成24年6月、総務省は、二種指定設備制度に係る指定の閾値を端末シェア25%から10%に引き下げる内容とする省令改正を行った。これを踏まえ、同年12月、端末シェアが10%を超えるソフトバンクモバイルの設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定した。

さらに、平成24年度には、次のガイドライン等の策定・改定を実施した。

- ① 「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(平成24年4月策定)
- ② 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成24年4月改定)
- ③ 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月策定)
- ④ 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成24年7月改定)

また、NTT東西のメタル回線の接続料算定の在り方の更なる適正化に向け、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」を開催し、平成25年5月に報告書を取りまとめた。

同年5月には、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)」を含むブロードバンド答申に掲げられた事項に関する取組状況について、情報通信審議会へ報告し、審議を行った。

加えて、モバイル接続料算定の更なる適正性向上に向け、算定方法及びその検証の在り方を検討するため、「モバイル接続料算定に係る研究会」を開催し、同年7月に報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、同年8月に、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を改定した。また、平成26年1月、モバイル接続料の算定を前年度実績値から当該年度実績値を基に行うよう改める同ガイドラインの改正案の意見募集を開始したところであり、同改正案に対する意見を踏まえ、同ガイドラインの改正を実施する予定である。

平成25年9月には、移動系通信市場における競争の進展状況の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、報告規則等の一部を改正し、MVNOに関するデータを収集・把握することを可能とした。

(キ) 競争評価の見直し

総務省は、近年のメタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展、無線のブロードバンド化、電気通信事業を巡るビジネスモデルの多様化等の新たな動向を踏まえ、平成24年2月に「電気通信分野における競争状況の評価に関する基本方針」の一部見直しを行った。

平成23年度の競争評価は、この基本方針等に基づき、移動系のデータ通信を新たに分析・評価の対象とするとともに、FTTH市場においては、設備競争及び事業者間取引の状

況について分析を行った。

平成24年度の競争評価では、定点的評価については平成23年度の競争評価の枠組みを原則として維持しつつ、移動系、固定系それぞれについてサービス品質及びサービス変更コストの分析を行った。また、戦略的評価として、MVNOの市場参入の動向及び市場間の連携サービスの利用動向の分析を行った。

平成25年度の競争評価においては、定点的評価は平成23年度の競争評価の枠組みを原則として維持しつつ、移動系データ通信市場において、事業者間取引に関するデータを分析指標に加えるほか、固定系データ通信市場において、移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性を評価に当たっての勘案要素とする等、基本データの整理・拡充を図ることとしている。また、戦略的評価として、①企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析、②地域ブロック別の超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析、③固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析をテーマとすることとしている。

ウ ICT利活用の促進に関する取組

我が国では、政府全体の成長戦略である「日本再興戦略」において、成長戦略の柱の一つとして「世界最高水準のIT社会の実現」を掲げるとともに、新たな情報通信技術戦略として、今後5年程度の期間(2020年まで)に世界最高水準のIT利活用社会を実現することを目標とした「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)及び工程表(同IT戦略本部決定)を策定し、あらゆる分野におけるICTの利活用等を政府一体となって推進しているところである。

また、平成25年4月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律(平成25年法律第10号)によるインターネット選挙運動の解禁、同年5月の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の成立により、今後、更なるICT利用環境の整備や、国民生活をより豊かにするICT利活用の推進が求められている。

こうしたICTの役割の増大を踏まえ、ICT利活用に関し、主に次のような取組を実施している。

(ア)オープンデータ・ビッグデータの活用の促進に関する取組

「世界最先端IT国家創造宣言」においては、行政の保有する地理空間情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する多種多量の情報(ビッグデータ)を相互に結びつけ、活用することにより、企業活動、消費者行動、社会生活にもイノベーションが創出される社会の実現を目指し、公共データの民間開放(オープンデータ)の推進やビッグデータの活用推進、とりわけ利用価値が高いとされる「パーソナルデータ」の利用促進のための環境整備等を図ることとしている。これに関連し、総務省では、関係業界団体や有識者等から構成するオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携を図りながら、情報流通連携基盤共通APIの開発・実証、データの2次利用に関するルールの策定等の取組を推進している。また、「パーソナルデータの利用促進については、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を開催し、パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策の取り

まとめを行った。

(イ) 医療分野におけるICT利活用の促進に関する取組

「世界最先端IT国家創造宣言」においては、「適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現」を目指し、データを利活用した健康増進・管理や疾病予防の仕組みの構築を図るとともに、必要な時に効果的・効率的な医療・介護や生活支援サービス等を安心して受けられる持続的な体制を整備することとしている。これを踏まえ、総務省では、健康情報活用基盤の確立やこの活用による在宅医療・介護ICTモデル等の確立・普及を推進し、少子高齢化の進展や医師不足・偏在等による国民医療費の増加や地域医療体制の疲弊、患者の健康医療分野に対するニーズの変化等の課題に対応した、ICTを活用して限られた医療資源を有効的に活用した医療サービスの提供の実現を図っている。

(ウ) その他ICT利活用の促進に関する取組

総務省では、上記のほか、あらゆる分野におけるICT利活用を促進するため、農業の生産性向上・高付加価値化の実現を目指した実証実験や、テレワークの推進、文部科学省と連携した学校教育の情報化等の取組を推進している。

2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

上記のとおり、「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」については、意見募集及び再意見募集を行ったところであるが、本文中括弧書きで付している意見番号は、参考資料1の意見番号に対応するものである。なお、「競争政策の見直し」に関し、平成26年2月3日、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」について、情報通信審議会に諮問しているところであり、本文中の個別意見に対する考え方については、当該諮問を踏まえた記述を追記している³⁸。

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

検証の結果、第一種指定電気通信設備（以下「第一種指定設備」という。）の指定は、事業法第33条第1項及び事業法施行規則第23条の2第2項及び第3項に規定された指定の要件に基づき適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

³⁸ なお、参考資料1については、寄せられた意見に対する総務省の考え方を取りまとめ・公表した平成25年12月時点のものを使用している。

指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を維持すべきであり、また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区分せず指定することを維持すべきとの指摘(意見4)について

現行の一種指定設備の指定については、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情通審第34号。以下「3月答申」という。)において、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨が示されているところである。

昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。

この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び公正競争レビュー制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。

端末系伝送路設備については、これまでの競争セーフガード制度に基づく検証結果や公正競争レビュー制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。

NTT東西の今回の意見や、PSTNからIP網への移行に伴うアクセス回線の移行の進展状況を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないとから、端末系伝送路設備については、引き続きメタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

検証の結果、一種指定設備の指定の対象は、事業法第33条第1項及び事業法施行規則第23条の2第4項に基づき、平成13年総務省告示第243号により適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は

次のとおり。

(ア) 市場環境等の変化を踏まえ、一種指定設備の対象を検証し、見直すべき、また、NGN等のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見6、7)について

一種指定設備の対象については、公正競争レビュー制度による運用を通じて毎年度検証することとしており、今年度においても「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」に規定する考え方に基づき、その妥当性・適正性の確保に努めることとしている。

NGNについては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)において示されたとおり、シェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGNを一種指定設備に指定することとされたものである。

ブロードバンド答申においても、同様の点について確認がなされた上で、「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている」とされたところである。

また、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収容ルータに収容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できることから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上のボトルネック性が一層高いという特性を有している。

現在でもFTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは71.7%(平成25年9月)、OAB～J IP電話におけるシェアも61.2%(平成25年9月、利用番号数ベース)の状況にあることを踏まえると、これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き、NGNは、一種指定設備に指定することが必要と考えられる。

(イ) 加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)について

一昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、NTT東西は、全加入者回線の9割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT東西の光ファイバを利用する事が欠かせない事から、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当としたところである。

以上の状況は、現時点においてもNTT東西が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況に鑑みれば、依然として変わりはない事から、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

検証の結果、一種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)が、事業法第33条第3項第1号口の規定に基づき、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定されている機能ごとの接続料について、適切に接続約款に定められていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要との指摘(意見12)について

ブロードバンド答申において、アンバンドルは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時より接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。また、NGNのアンバンドルの要否については、ブロードバンド答申において、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向を踏まえ、NGNにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方(①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」)が整理されたところである。

なお、NGNのオープン化については、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

検証の結果、二種指定設備の指定は、事業法第34条第1項及び事業法施行規則第23条の9の2第2項、第3項及び第4項に規定された指定の要件に基づき適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

(ア) モバイル市場は原則として市場競争に委ね必要最小限の規制とすべきであり、現行

の指定の基準値は適切との指摘(意見25)について

二種指定設備制度は、業務区域における端末シェアが10%を超える電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該事業者に対し、接続応諾義務等の一般的な接続ルールに加えて、接続約款の作成・届出、接続会計の整理等の接続に関する必要最低限の規律を課すものである。

指定の基準値については、情報通信行政・郵政行政審議会の答申(平成24年5月29日)を踏まえ、MNO間の交渉上の地位の関係の変化やMNO—MVNO間の交渉上の地位の関係の変化といった市場環境の変化を勘案して「十分の一を超えるもの」としたものである。

なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方—世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

(イ) ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また、同一市場においては企業グループ単位の規制に見直すべきとの指摘(意見26)について

現行の二種指定設備制度は、事業法第34条第1項に規定するとおり、端末シェアが10%を超える電気通信事業者が設置する特定の電気通信設備の総体について指定する制度であり、指定に当たっては電気通信事業者単位で判断することとされていることから、当該指定の基準を満たしていないイー・アクセスの電気通信設備を二種指定設備として指定することは適当ではない。

なお、事業者の経営体制を含む近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方—世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件のは正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意見27)について

現行の二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、ボトルネック設備に起因す

る市場支配力に着目している一種指定設備制度とは事業法上の位置付けが異なるものである。

なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

イ 指定の対象に関する検証

検証の結果、二種指定設備の指定の対象は、事業法第34条第1項及び事業法施行規則第23条の9の2第2項、第3項及び第4項に規定された指定の要件に基づき適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方方は次のとおり。

現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている、グローバルなMVNOの展開も見られる中、MNOに過度な規制をすべきではないとの指摘(意見28)について

現行の二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から、接続応諾義務等の一般的な接続ルールに加えて、接続約款の作成・届出、接続会計の整理等の接続に関する必要最低限の規律を課すものである。

なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

(3) 禁止行為に関する検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を

課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について

禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から規定されており、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち最近1年間における収益の額の市場に占める割合(以下「市場シェア」という。)が25%を超える電気通信事業者について、市場シェアの推移その他の事情を勘案して、事業法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができるとされている。

禁止行為等規制の運用に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(以下「禁止行為等規定適用事業者指定ガイドライン」という。)を策定・公表しており、禁止行為等適用事業者指定ガイドラインに沿って、現在、NTTドコモを当該規定の適用を受ける電気通信事業者として指定しているところであり、上述の規定の趣旨及び禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方によれば、現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。

なお、近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方—世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

(イ) 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との指摘(意見32)について

市場支配力の濫用を防止する観点から規律されている現在の禁止行為等規制の適用についてみれば、上位3社のうちNTTドコモ以外の2社は、禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方によれば、現時点において、市場シェアが1位の電気通信事業者との市場シェアの格差や総合的な事業能力を判断した上で、NTTドコモ以外の2社を禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として指定する必要性は認められない。

なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方—世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

(ア) NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売等、NTT東西の県域等子会社において禁止行為等規制の潜脱行為が行われており、禁止行為等規制の対象に県域等子会社を追加する又はNTT東西の子会社等監督義務に関する厳格な調査検証及びそれに是正措置を講じる等すべきとの指摘(意見35)について

NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為等規制及びNTT等に係る累次の公正競争要件が課されており、NTT東西からその業務を受託する県域等子会社において上述の規制の趣旨が徹底されない場合、結果として公正競争環境が確保されない可能性があるところ、県域等子会社がNTT東西の商品とNTTドコモの商品を併売する場合、それぞれの業務委託によって知り得た情報を目的外に利用することは許されず、また、NTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務等との間で内部相互補助が行われないようにすることが必要である。

この点、平成20年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果に基づき総務省がNTT東西に対して行った要請等を踏まえ、総務省は、県域等子会社において、NTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務等について、組織を分け、会計を整理し、NTTドコモとの排他的な共同営業を行わない等の措置が講じられていることを平成25年も引き続き確認している。

加えて、平成23年に事業法を改正し、一種指定事業者に対して業務委託先子会社等の監督が義務付けられたところであるが、総務省は、事業法第31条第7項に基づくNTT東西からの報告等により、県域等子会社を含む業務委託先子会社等との間の委託契約において、業務委託先子会社等に対して禁止行為を防止するための措置が義務付けられ、全社員を対象とした禁止行為防止等のための研修の実施、他事業者情報等の適正な取扱いに係る管理体制の構築といった措置が講じられていることを確認している。

以上により、NTT東西に課せられている規制の趣旨を徹底するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。

ただし、これらの措置が徹底されない場合には、県域等子会社において当該規制を潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を今後とも注視していくこととする。

(イ) 現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃又は緩和すべきとの指摘(意見42)について

「競争政策の見直し」において、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、具体的な制度見直し等の方向性について結論を得ることとしており、当該「競争政策の見直し」において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、競争ルール全体の見直し等についても検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展

に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

公正競争環境を確保するために、NTTドコモ及びNTTファイナンスをNTT東西の特定関係事業者に追加すべき。また、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等も行うことが必要との指摘(意見43)について

事業法第31条第1項及び第2項の規定は、一種指定事業者に対する事業法第30条第3項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないと考えられる一種指定事業者と密接な関係にある電気通信事業者と一種指定事業者との間における一定の反競争的行為について、それを未然に防止する観点から、当該電気通信事業者を一種指定事業者の特定関係事業者として指定し、両者の間に厳格なファイアウォールを設ける趣旨で規制を課すものであり、現在、上述の趣旨を踏まえ、業務実態等を勘案の上、NTTコミュニケーションズをNTT東西の特定関係事業者として指定しているところである。

NTT東西の特定関係事業者として指定する対象については、まずは公正競争レビュー制度等の運用を通じ、事業法第30条第3項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないか否かを検証することが適当であるが、現時点においては、現行の指定対象を直ちに見直すまでの必要性は認められない。

また、電気通信事業者ではないNTTファイナンスについては、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。

なお、NTTグループの業務統合や連携については、電気通信市場全体における状況を引き続き注視し、「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、特定関係事業制度を含む競争ルールの見直し等についても検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘(意見44、45)について

事業法施行規則第22条の8第2号イ(3)の規定により、一種指定事業者に対し、監督対象子会社等における再委託の有無を総務大臣へ報告することを義務付けており、総務

省においては、再委託の有無に応じ、例えば、当該子会社等に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等の確認を通じて、当該子会社等に対する必要かつ適切な監督が行われているか否かについて検証し、必要に応じて措置を講ずることが可能である。

この点、総務省は、事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年に引き続き、平成25年6月のNTT東西からの報告等により、NTT東西の監督対象子会社等が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理、運営ができるることを要件としているとともに、NTT東西の承諾を義務付けており等、再委託先において禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認しているところである。

(5) 機能分離の運用状況に関する検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

(ア) 申込から開通までの期間の同等性、設備構築情報等の内容や開示されるタイミングの同等性の検証を厳格に行うべきとの指摘(意見46)について

事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月及び平成25年6月にNTT東西から総務大臣に対して、NTT東西設備部門が他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条件が接続約款等の規定によるものであること並びにNTT東西設備部門が設備部門以外の部門との間で実施した手續の実施の経緯及び当該手續に係る条件が接続約款等の規定に準ずるものであることを確認した旨の報告がなされており、総務省においてこれを検証した結果、一種指定設備をNTT東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる。

総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。

なお、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)(案)に対する意見及びその考え方」において、「同等性に係る情報については、NTT東西又は接続事業者の経営情報に該当しないものについては公開することしてきたところであり、総務省においては、適切な情報の公開の在り方について引き続き検討する」との考え方を示していたところ、平成25年6月の報告よりNTT東西又は接続事業者の経営情報に該当しないADSL等の申込から回答までにかかる平均日数等について公表している。

(イ) 機能分離の検証が不十分であると考えられるため、禁止行為規定遵守措置等報告書を可能な限り公表して外部検証性を確保する等必要な措置を講じるべきとの指摘(意見47)について

事業法第31条第5項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6

月及び平成25年6月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置について外部からの客観的な検証可能性を担保している。

例えば、事業法施行規則第22条の7第6号の規定によりNTT東西が作成しているそれぞれの規程は、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報に該当するものであると認められることから、これらを公表することは適切ではなく、当該規程については、総務省においてその内容を視認しており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするための一定の措置が講じられていることを確認している。

ただし、NTT東西において上述の措置が徹底されない場合には、接続関連情報の目的外利用が行われ、公正競争環境を阻害するおそれがあることから、当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。

(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることがないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について

NTTグループの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスに移管することについては、平成24年3月23日付けで、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモ(以下「各事業会社」という。)並びにNTTファイナンスに対し、NTT法によりNTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、又はNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請した。

総務省は、平成24年に引き続き平成25年7月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、日本電信電話株式会社や各事業会社等へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した。

これらの結果、上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められないが、各社において、これらの措置が徹底されない場合、上述の規制等の趣旨に抵触又は潜脱するおそれがあるため、当分の間、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視することとする。

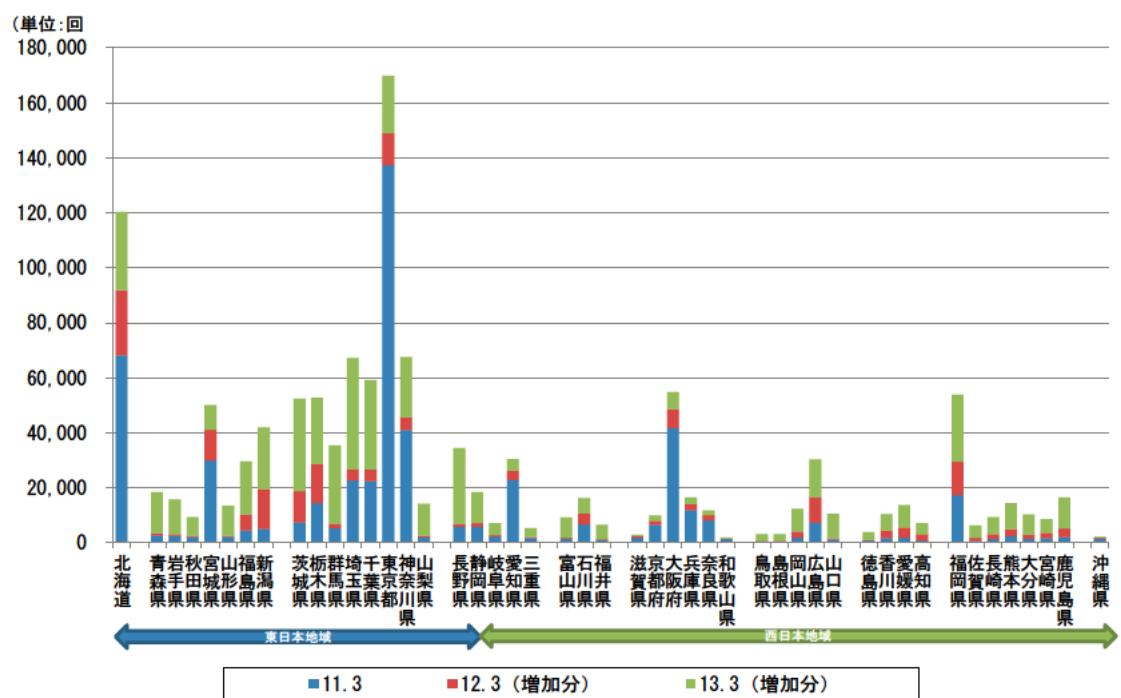
なお、「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得ら

れた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、日本電信電話株式会社等に係る累次の公正要件等を含む競争ルールの見直し等についても検討することとしているところであり、情報通信審議会に諮問した「2020年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」においては、必要に応じ、これを踏まえた検討が行われるものと考えられる。

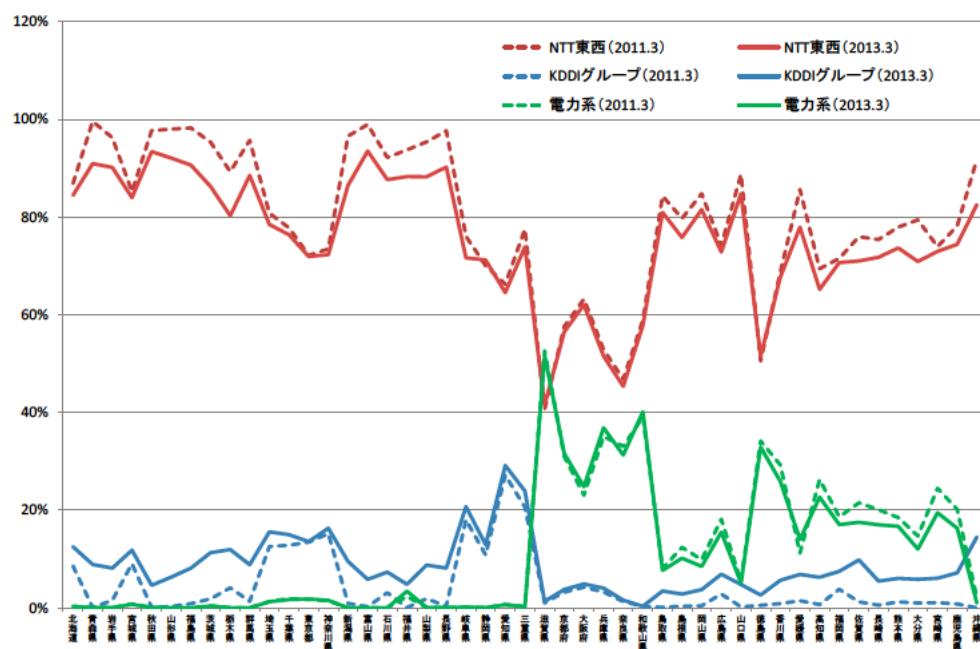
(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について

NTT再編成の趣旨は、独占的な地域通信部門と競争的な長距離通信部門を独立の会社とし、独占的な地域通信部門の市場支配力の濫用を防止し、もって公正競争の一層の促進を図るものである。一方、活用業務は、NTT法第2条第5項の規定により、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるとされており、総務省において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、御指摘のNTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない。

■NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数(都道府県別)



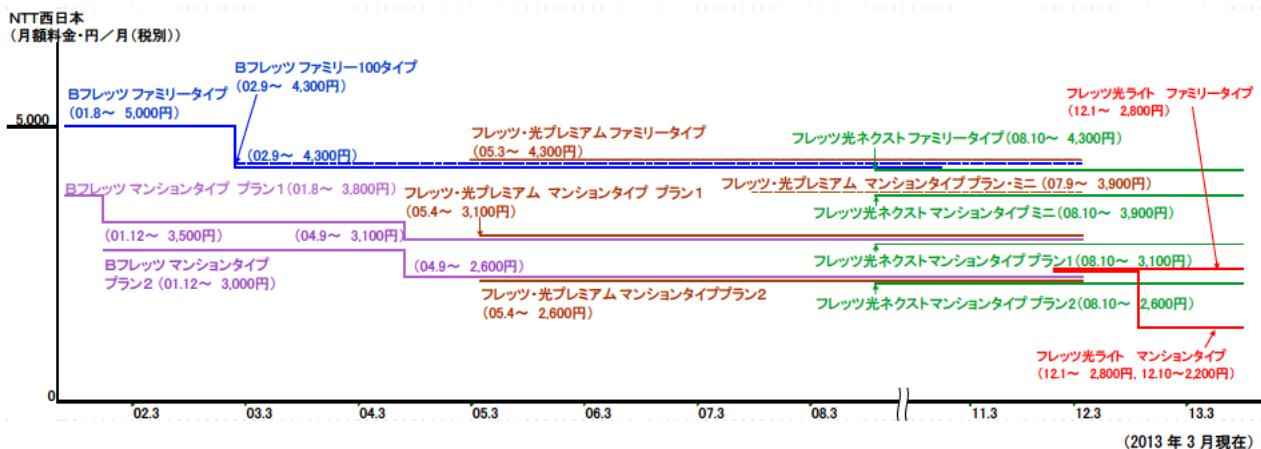
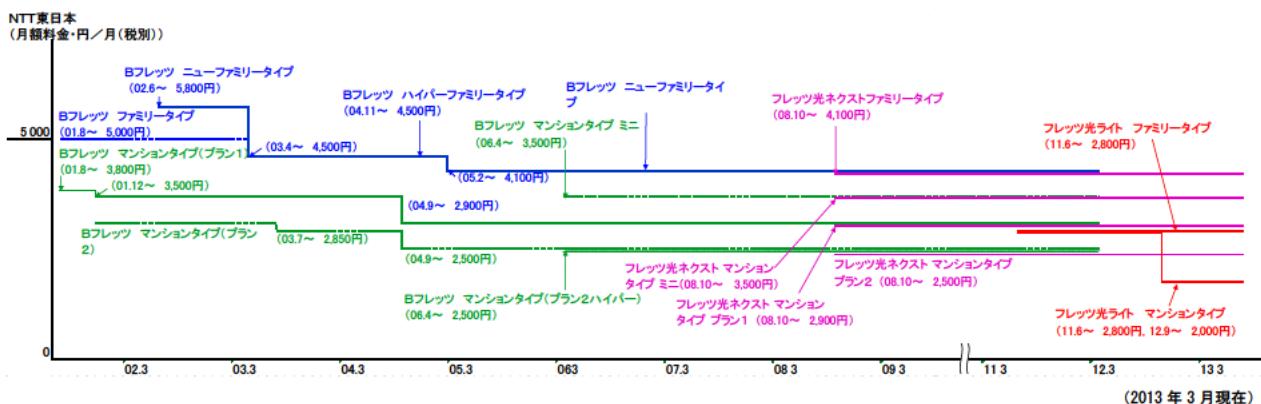
■都道府県別の主要事業者のFTTHサービスシェアの変遷



主なプロードバンドサービス等の利用者料金の推移

■FTTH

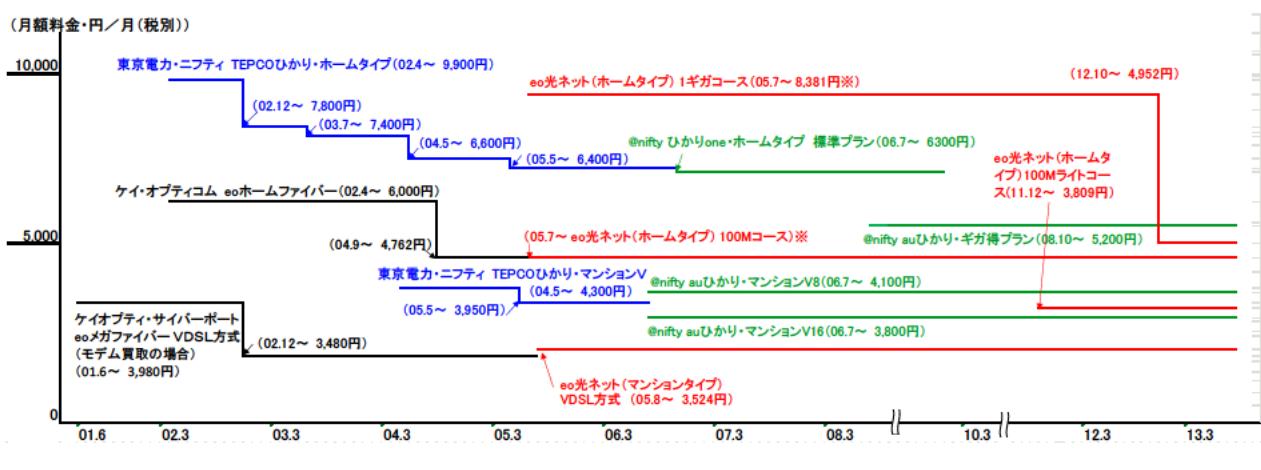
1. NTT東日本・NTT西日本



(注1) I S P 料金、付加機能使用料、回線終端装置使用料は含まれない。また、割引サービス等は加味していない。

(注2) 「フレッツ 光ライト」：通信量に応じて料金が変動する二段階定額制サービス。表記の価格は最低料金(200MBまで)であり、上限額(1,200MB以上使用)の場合は通常の定額制プランと比べて高額となる。《例》フレッツ光ライト ファミリータイプの場合の上限額：5,800円

2. ケイ・オプティコム、東京電力・KDDI(十二フティ)

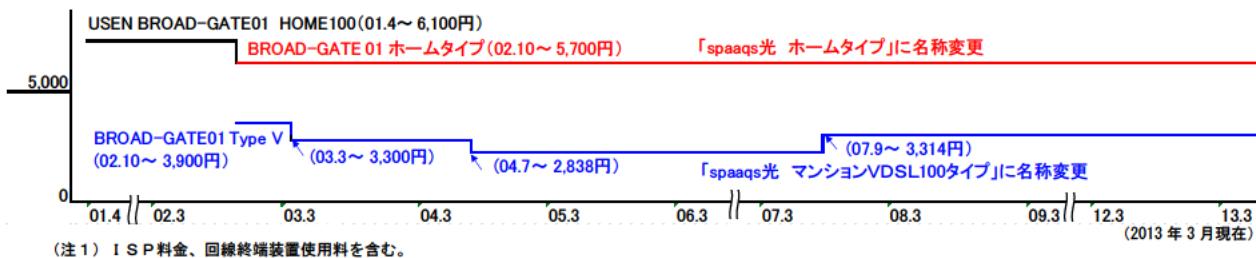


(注1) I S P 料金、端末設備使用料・モデム使用料を含む。また、割引サービス等は加味していない。

(注2) ニフティが料金設定している「TEPCO」サービスの回線提供は、02年4月～06年12月は東京電力、07年1月以降はKDDIが行っている。

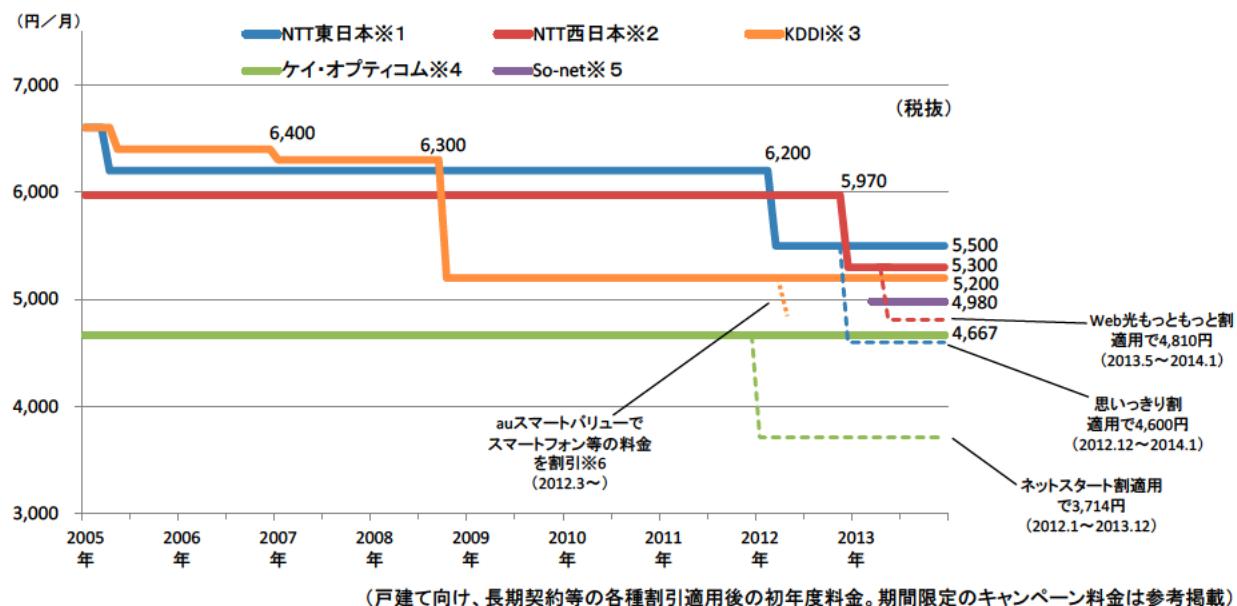
3. UCOM

(月額料金・円／月(税別))



4. 各社 FTTH サービス(戸建向け)の月額料金の推移

(各種割引適用後の初年度料金)



※1 【NTT 東日本】ISP 料金（ぶらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2008 年 3 月までは B フレッツ・ハイバーファミリータイプ、2008 年 3 月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金（2012 年 3 月からはにねん割適用料金）。

※2 【NTT 西日本】ISP 料金（ぶらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2005 年 2 月までは B フレッツ・ファミリー100 タイプ、2005 年 3 月からはフレッツ・光プレミアムファミリータイプ。2008 年 3 月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金（2012 年 11 月まではあっと割適用料金、2012 年 12 月からは光もっともっと割適用料金）。

※3 【KDDI】ISP 料金（ニフティ）、端末設備使用料、モデム使用料を含む。2006 年 12 月までは東京電力のTEPCO ひかり・ホームタイプ、2007 年 1 月から KDDI のひかり、2008 年 10 月からはギガ得プランの料金。

※4 【ケイ・オプティコム】ISP 料金、回線終端装置利用料を含む。eo 光ネット（ホームタイプ）100M コース（2005 年 7 月 eo ホームファイバーから改称）の料金（即割適用料金）。

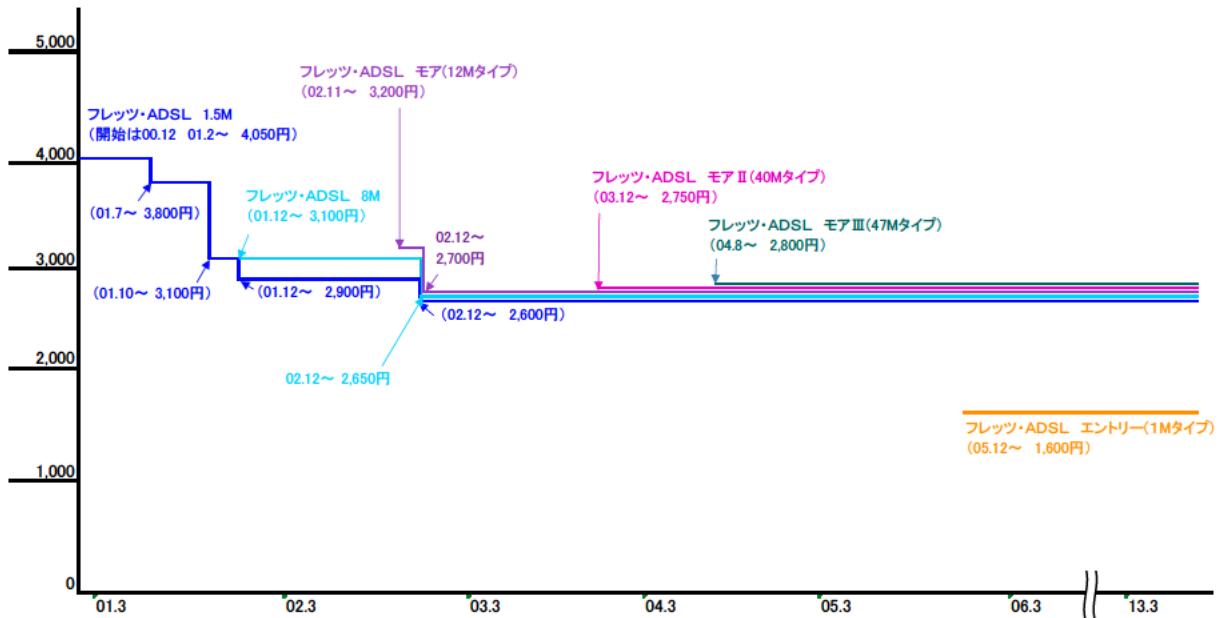
※5 【So-net】ISP 料金（so-net）、端末設備使用料、モデム使用料を含む。NURO 光の料金。

※6 au スマートバリューは、一定の条件を満たすスマートフォン等について 1 台あたり月額 1,480 円引き（最大 2 年間）

(出所) 各事業者ウェブサイト

■ADSL

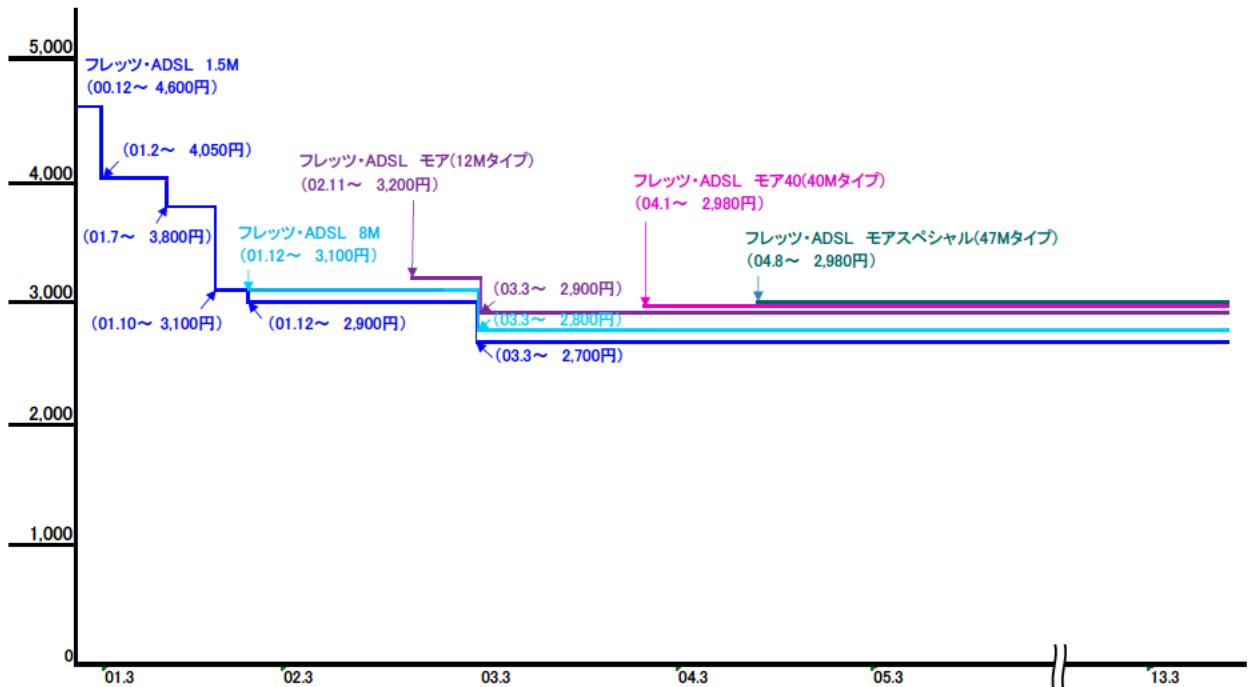
1 NTT東日本
(月額料金・円／月(税抜き))



(注1)電話共用型の料金。ISP料金、加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料は含まない。

(2013年3月現在)

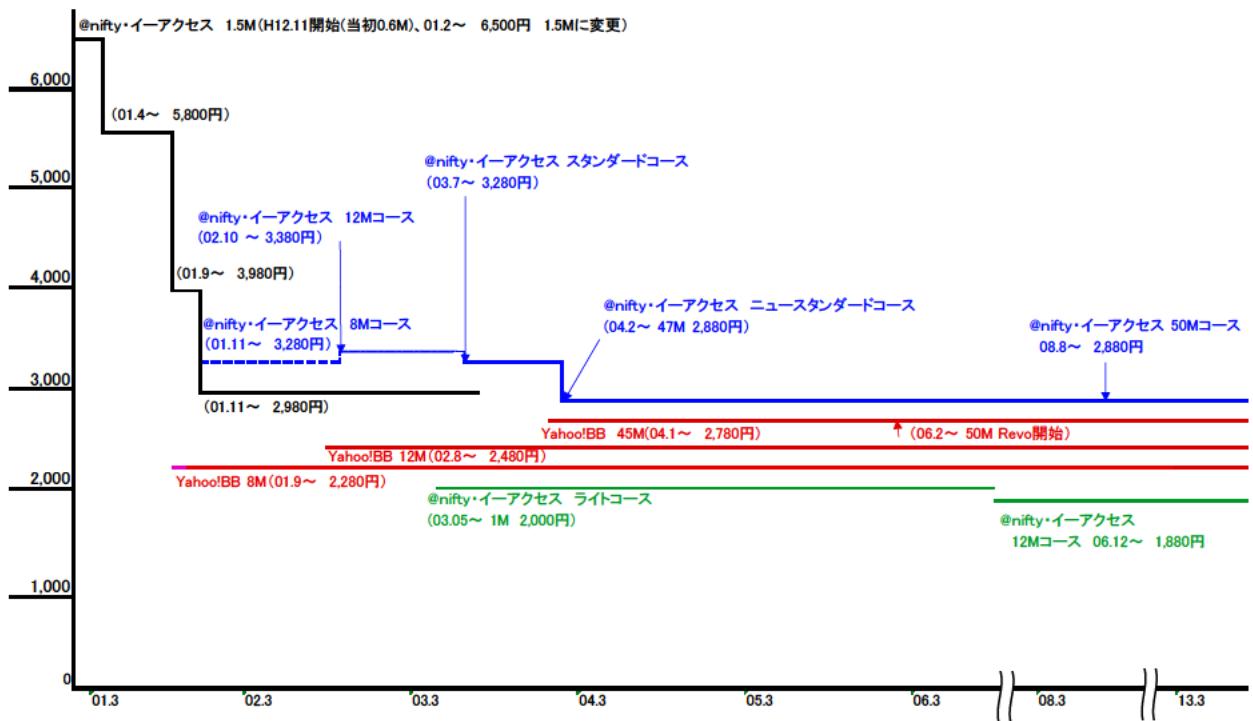
2 NTT西日本
(月額料金・円／月(税抜き))



(注1)電話共用型の料金。ISP料金、加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料は含まない。

(2013年3月現在)

3 Yahoo!BB(ソフトバンクBB)、@nifty・イーアクセス
(月額料金・円／月(税抜き))



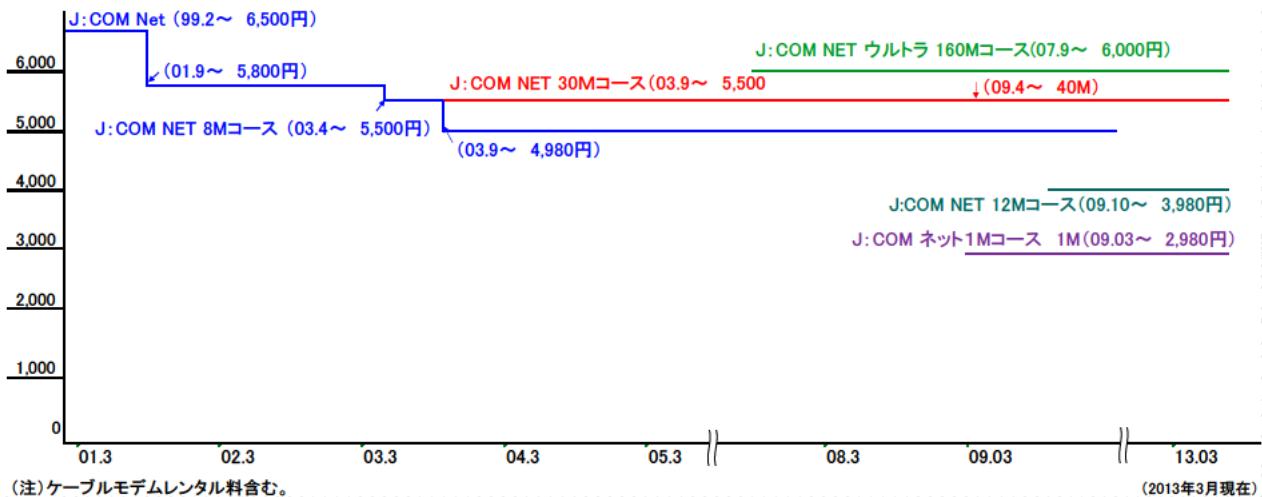
(注)電話共用型の料金。ISP料金を含む。NTT東西加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料、NTT・ADSL回線使用料は含まない。

(2013年3月現在)

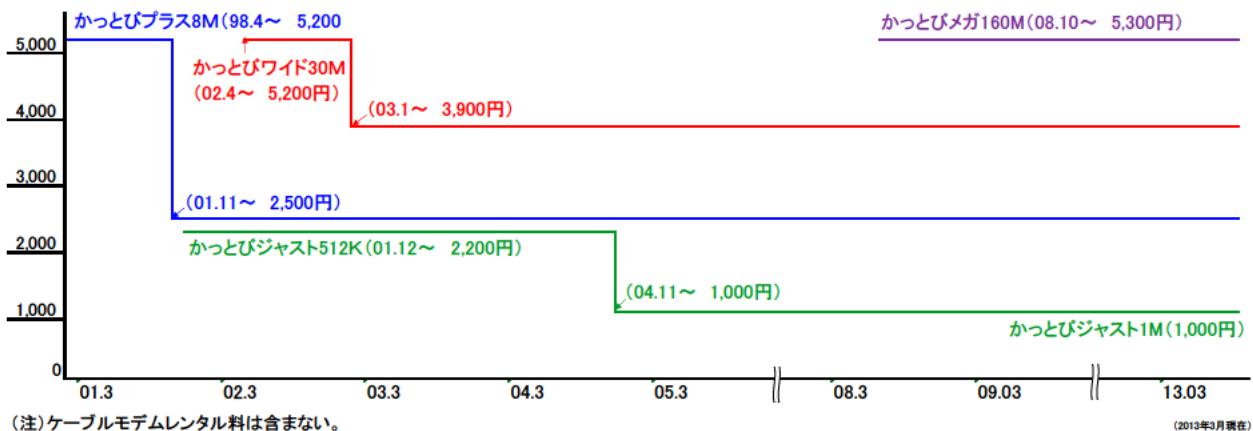
(出所) 各事業者ウェブサイト

■CATVインターネット

1 ジュピター・テレコム
(月額料金・円／月(税抜き))

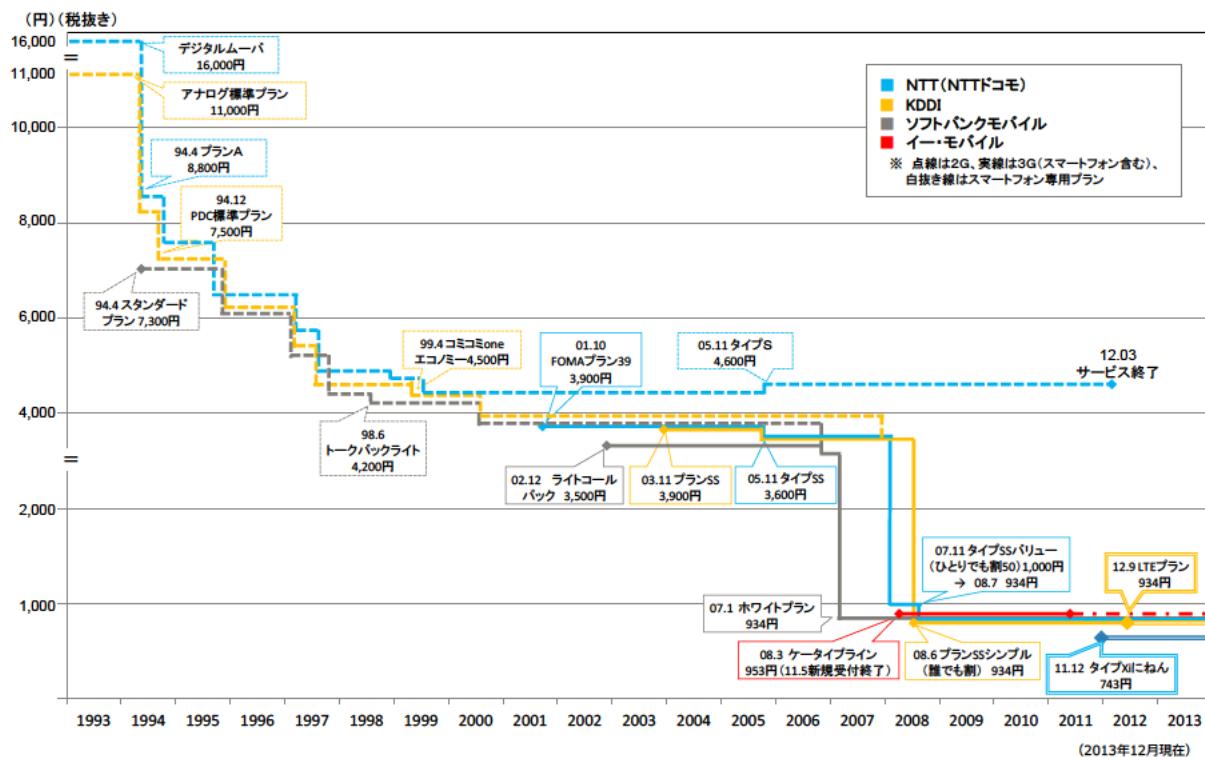


2 イツツ・コミュニケーションズ
(月額料金・円／月(税抜き))

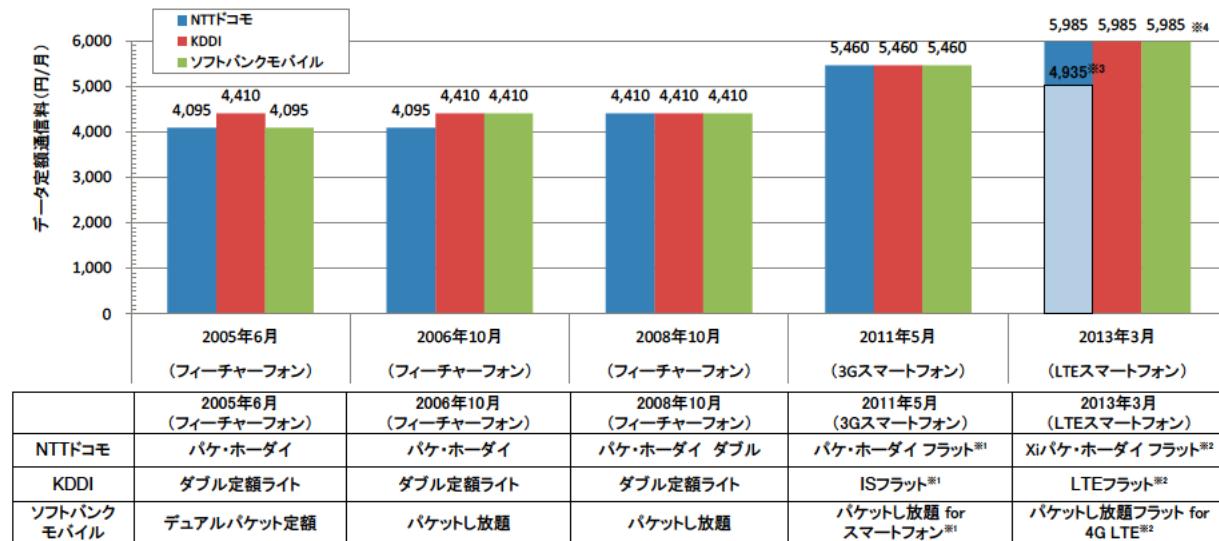


(出所) 各事業者ウェブサイト

■移動体データ通信(音声通話・データ通信双方が利用可能なプランの基本料金)



■移動体データ通信(データ定額通信料)



(注1) フルブラウザ利用時の料金は 5,985 円となる。

(注2) データ通信量は 7GB を上限として、上限超過後は速度制限。ただし、各社とも 2GB 当たり 2,625 円の追加料金で速度制限を解除することが可能。

(注3) Xi パケ・ホーダイ ライト プラン (3GB まではデータ通信量制限なし)

(注4) 各社とも、iPhone 用には月額 5,460 円のプランを提供。

(出所)各事業者ウェブサイト

■MNOが提供するデータ通信プラン(主要なもの以外)

(平成25年12月時点)

提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ ライト	4,935円	月3GBの容量制限
	Xiらくらくパケ・ホーダイ	2,980円	月500MBの容量制限 ※「らくらくスマートフォン」向け
	Xiパケ・ホーダイ for ジュニア	2,980円	月500MBの容量制限 ※「スマートフォンforジュニア」向け
KDDI	LTEフラット(auスマートバリュー適用時)	5,005円	月7GBの容量制限 ※提携する固定ブロードバンドサービスの利用による割引適用時。加入から2年間は、4,505円/月
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットforシンプルスマート	2,980円	月500MBの容量制限 ※「シンプルスマート」向け
イー・モバイル	LTE電話プラン(にねん) +データ定額5	3,880円	月5GBの容量制限・音声基本使用料込み
ウィルコム	ウィルコムプランLite	2,980円	月1GBの容量制限 ※加入から6か月間は、1,980円/月
UQコミュニケーションズ*	UQ Flatツープラス	3,880円	月7GBの容量制限 ※加入から25ヶ月間は制限なし

※金額は税込

※容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる

■MVNOが提供するデータ通信プラン

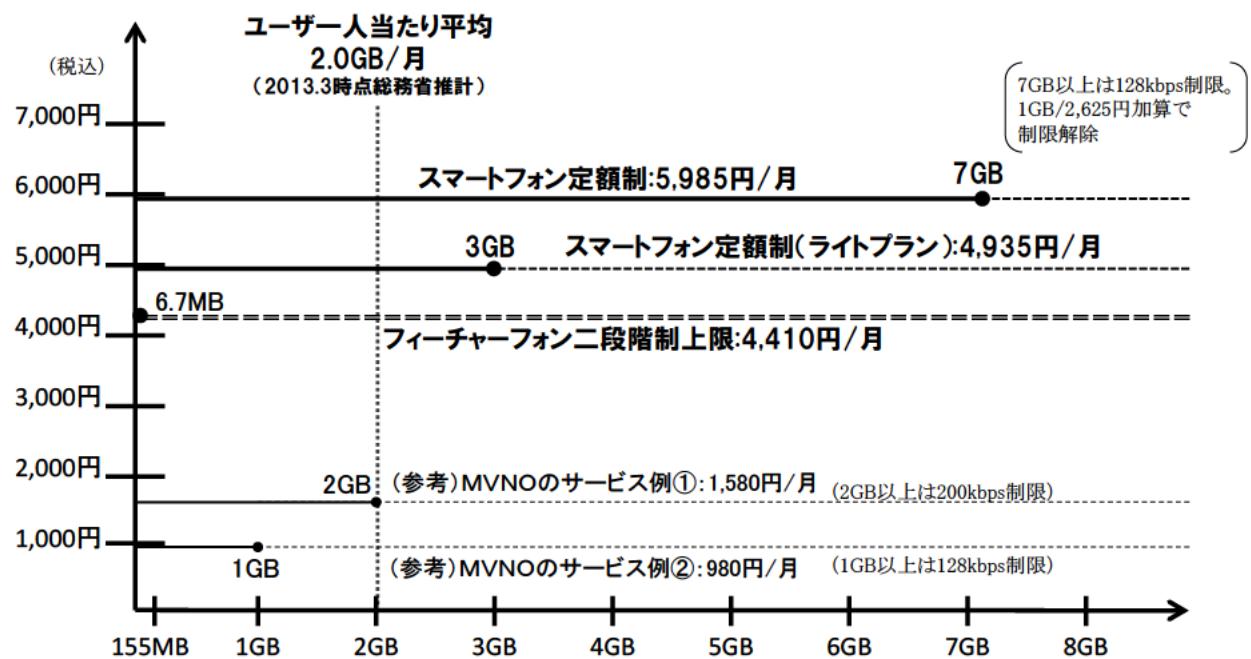
	プラン名	提供事業者	月額料金	備考
1,000円以下	U-mobile * d ダブルフィックス	U-NEXT	714円	月1GBまでの料金 ※月3GBまでは2,079円
	楽天プロードバンドLTE エントリープラン	フュージョン・コミュニケーションズ*	875円	月300MBの容量制限
	高速モバイル/Dミニマムスタートプラン	IIJ	945円	月500MBの容量制限
	b-mobile スマートSIM 月額定額980	日本通信	980円	150kbpsの低速サービス(容量制限なし)
	OCN モバイル one (30MB/日)	NTTコミュニケーションズ*	980円	1日30MBの容量制限
	BIGLOBE LTE・3G エントリープラン	ビッグローブ	980円	月1GBの容量制限
1,000円 ～2,000円	OCN モバイル one (2.0GB/月)	NTTコミュニケーションズ*	1,580円	月2GBの容量制限
	BIGLOBE LTE・3G ライトSプラン	ビッグローブ	1,580円	月2GBの容量制限
	高速モバイル/Dライトスタートプラン	IIJ	1,596円	月2GBの容量制限
	U-mobile * d スタンダード	U-NEXT	1,764円	月3GBの容量制限
2,000円以上	b-mobile 4G Pair GB SIM	日本通信	2,970円	2つの端末合計で月2GBの容量制限
	楽天プロードバンドLTE アクティブラン	フュージョン・コミュニケーションズ*	2,980円	3日間で300MBの容量制限

※金額は税込

※容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる

(出所)各事業者ウェブサイト

■主要な定額制データ通信プランと通信量の上限



*上記料金は、以下の各社の代表的なプランの料金（金額は税込）

【スマートフォン定額制】 NTTドコモ:Xi パケ・ホーダイ フラット KDDI:LTE フラット ソフトバンク :パケットし放題フラット for 4G LTE

【スマートフォン定額制(ライトプラン)】 NTTドコモ:Xi パケ・ホーダイ ライト

【フィーチャーフォン二段階制】 NTTドコモ:パケ・ホーダイ ダブル KDDI :ダブル定額 ソフトバンク :パケットし放題

*各社とも、iPhone用には月額5,460円のプランを提供。

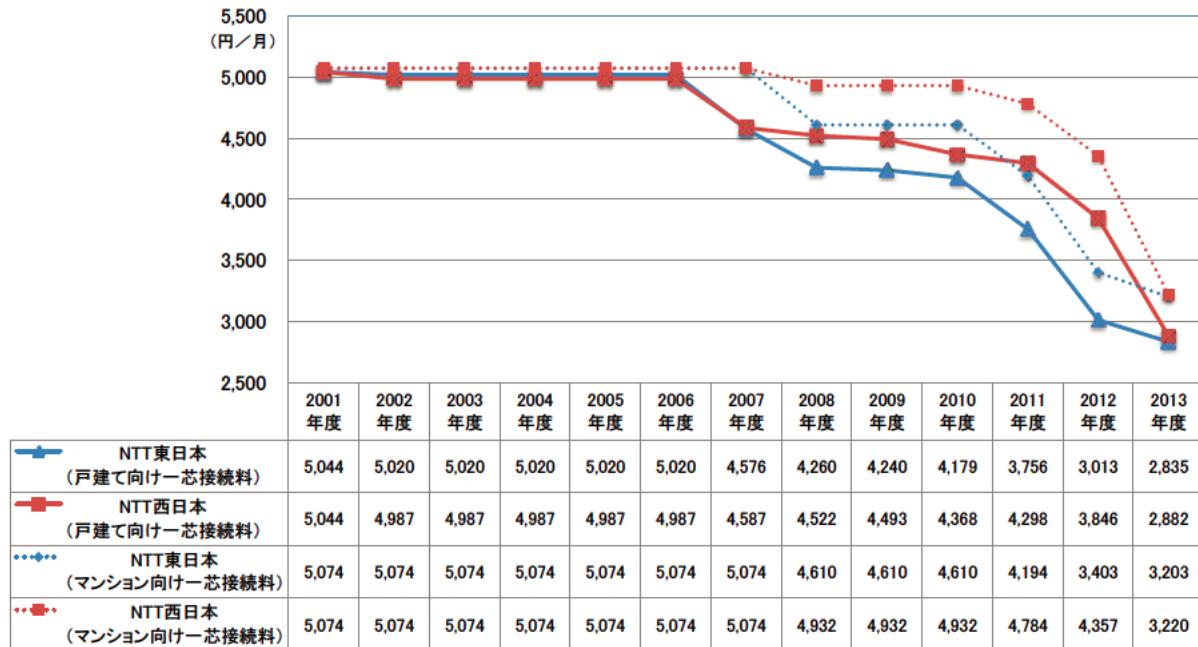
(出所)各事業者ウェブサイト

別添4

FTTHサービス及びADSLサービスに関するNTT東西の接続料の推移

■加入ダークファイバ接続料

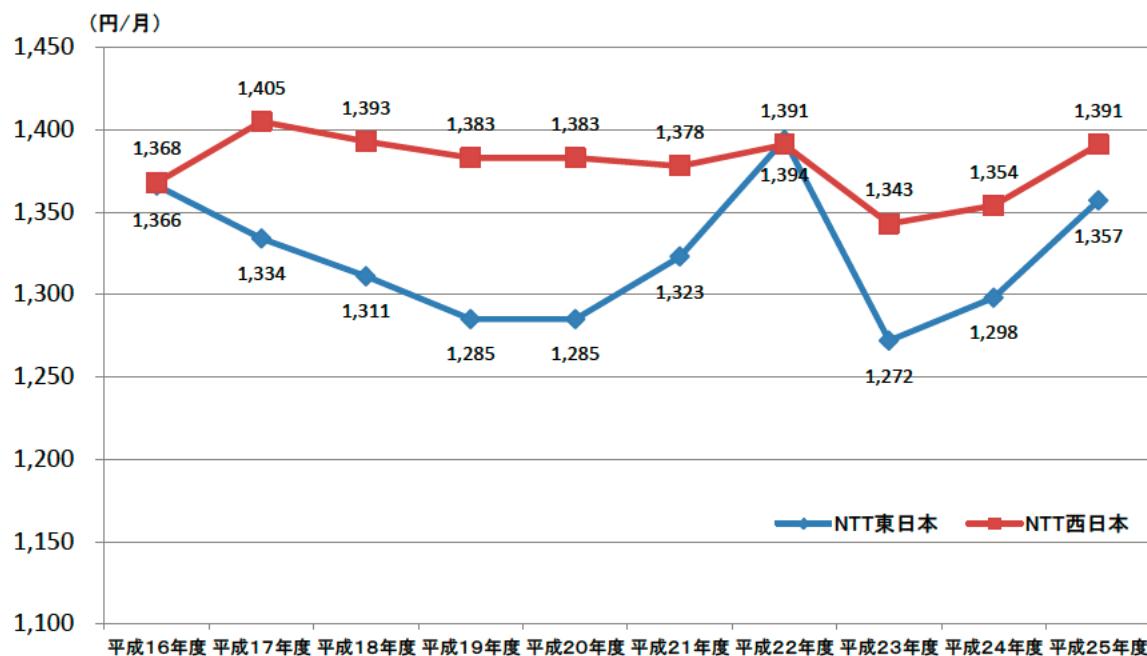
(平成25年4月時点)



※回線管理運営費を含まない。

※戸建て向け一芯接続料については局外スプリッタ料金を含み、引込線料金を含まない。

■ドライカツバ接続料

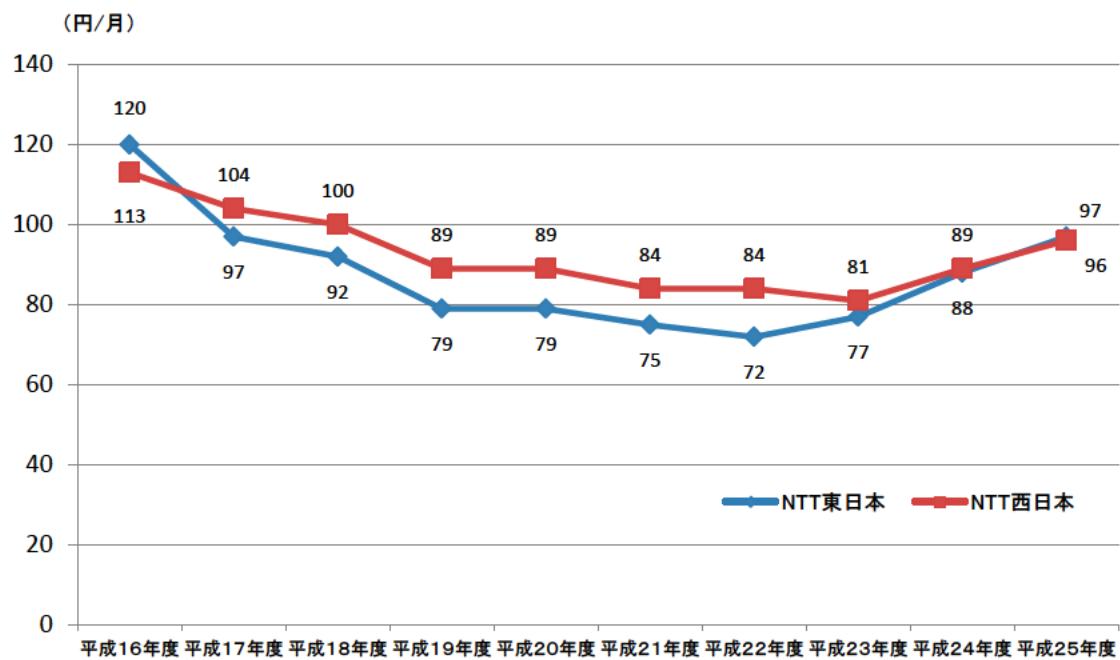


※回線管理運営費を含む。

※各年度の4月1日時点での適用料金。

※平成22年度以降、接続料原価に調整額を算入。

■ラインシェアリング接続料



※ 回線管理運営費を含む。

※ 各年度の4月1日時点での適用料金。

※ 平成22年度以降、接続料原価に調整額を算入。

移動通信サービスに関する接続料の推移

■データ接続料

